

令和7年度

学生等による地域貢献活動推進事業

補助のご案内



(募集期間) 令和7年4月1日(火)～令和7年10月31日(金)

※県の当該年度予算の上限に達した場合は、採択できない場合があります。

自然と人と文化が調和した丹波地域(丹波篠山市・丹波市)を「丹波の森」と呼び、大切に守り育てています。丹波地域の住民の方々は自然景観を大切にし、地域文化の振興に取り組み、活力に満ちた地域づくりを進めています。

このことから、丹波地域において地域連携活動を実施している大学生やその卒業生(以下「学生等」という。)の団体が、自治会などの地域団体と連携して実施する地域課題の解決や地域活性化に資する地域貢献活動について、丹波県民局と丹波篠山市又は丹波市が協調して学生等の団体にその活動経費の一部を補助します。また、学生等からまちづくりの推進等に資する提言などを得ることにより、地域の課題解決や活性化を図ります。

丹波県民局、丹波篠山市、丹波市



■補助の要件■

1 対象団体

- ・丹波地域において地域連携活動を実施若しくは希望している大学生又はその大学を卒業した社会人（以下「学生等」という。）が5人以上で構成する団体。

2 対象事業

学生等の団体が、地域団体と連携・協働して実施する次の各号に掲げる一定の成果の達成が見込める地域貢献活動。

- (1) 丹波地域への定住促進に資する活動
- (2) 地域再生計画の策定や古民家再生等の地域の生活環境改善等の活動
- (3) 観光振興や特産品開発等の地域の産業振興等の活動
- (4) 里山や農道の保全作業、獣害対策等の地域における環境保全等の活動
- (5) その他、地域団体の活動として県民局長が認める活動

※ ただし、以下の事業は対象外とします。

- ① 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ② 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
- ③ 学生等の団体が、県から他の助成金を受けている事業

地域団体とは

自治会、婦人会、老人クラブ、こども会、商工会、まちづくり協議会、自治協議会、自主防災組織、環境保全活動組織及び中心市街地活性化組織などの営利を目的としない団体で、以下の要件を満たすこと。

- (1) 丹波地域の一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- (2) 活動を行う地域の住民で構成されていること。
- (3) 規約や代表者を定めていること。

3 その他の要件

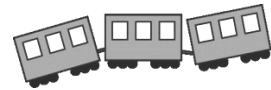
まちづくりの推進に資する提言等の具体的提案を行うこと。

また、地域団体と連携・協働で実施するイベント（概ね 30 名以上の参加を見込むもの）については、開催の 1 ヶ月以上前に、事務局（丹波土木事務所まちづくり建築課）へ報告すること。

4 補助経費の対象となる活動の実施期間

交付決定後～令和8年2月27日（金）

■補助金額、内容■



1 補助金額

1つの団体につき20万円以内（千円単位）。

※ただし、県及び市が同額を補助しますので、県と市それぞれからの補助額は10万円以内となります。

2 補助対象経費

- ・学生等の居住地から活動場所までの間の交通費（※）

※交通費は、対象事業を実施する際の学生等の代表者が在籍する大学の所在地（社会人の団体の場合は代表者の居住地）から主たる活動場所までの最短区間の交通費及びその他県民局長が認めるもの。

- ・活動地付近での宿泊費（主たる活動地が丹波篠山市の場合は丹波篠山市内の宿泊施設、丹波市の場合は丹波市内の宿泊施設での宿泊で、1人1泊5,000円以内とし、飲食費は含まない）、貸布団費

- ・その他、活動に必要な費用

※ボランティア保険、会場使用料、報告書作成費、報告会等地域貢献活動で使用するポスター、パネル、チラシ作成費、提案策定に係る経費等が対象です。

※購入前に補助対象経費が事務局に確認してください。

■補助の決定■

1 決定方法

（1）補助を受けようとする学生等の団体は、県及び市あての補助金交付申請書をまとめて丹波県民局に提出してください。【提出先：丹波土木事務所まちづくり建築課】

（2）先着順で提出された補助金交付申請書が補助要件に適合しているかを審査します。

※交付決定後の支出のみが補助対象となります。

2 審査結果

書類審査を経て補助要件に適合する場合は、補助団体及び補助金額等を決定し、申請者に通知をします。

■申請の方法■

1 募集期間：令和7年4月1日（火）～令和7年10月31日（金）

※各市10団体に満たない場合でも、県の当該年度予算の上限に達した場合は、採択できない場合があります。

補助を受けようとする学生等の団体は、補助金交付申請書など指定の申し込み用紙に必要事項を記入し、4ページの提出先に持参又は郵送により提出してください。

2 補助金交付の決定

当該申請書が適切と認められる場合、県民局及び市は補助金の交付決定を行い、申請者にそれぞれ通知いたします

■実績報告と支払■

1 実績報告書の提出

事業完了後30日以内または令和8年3月3日（火）のいずれか早い日までに実績報告書を

提出してください。

※提出期限までに実績報告書の提出がない場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

2 補助金の支払い

実績報告書を精査のうえ、補助金額を確定し、請求書に基づき指定口座へ補助金を振り込みます。

3 概算払い

補助金の支払いは実績報告書提出後の精算払いを基本としますが、必要な場合は事業の一部が終了したものについて「学生等による地域貢献活動推進事業実施要領」等で示す範囲（千円未満切捨）で概算払いを行います。

※ この場合、必要書類（資金計画書、理由書、領収書等）を提出していただきます。

■その他■

1 活動に関する報告書の提出等

- ・事業完了後、県民局で指定する報告会等で、取り組み内容や成果及びまちづくりの推進等に資する提言などを報告していただきます。
- ・詳細は、補助を受ける学生等の団体にお知らせします。
- ・事業内容によっては、事業経過を検査し、事業計画の変更をお願いする場合があります。

2 ホームページ等での紹介

- ・本事業を通じて得られたノウハウを広く役立てるため、実績報告書等の内容を県民局ホームページや事例集等で紹介させていただく場合があります。

3 申請書の作成方法について

- ・申請書は、出来る限りパソコン等を使って作成してください。

※ 下記のホームページで申請書の様式を入手できますのでご活用ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/tnk10/machi.html>

◇お問い合わせ・資料請求・申請書提出先◇

不明な点はお問い合わせください。

〈事務局〉兵庫県 丹波県民局 丹波土木事務所まちづくり建築課

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 688

TEL：0795-73-3862 FAX：0795-72-4596

【市の窓口】

○丹波篠山市 丹波篠山市企画総務部創造都市課

〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町 41

TEL：079-552-5106 FAX：079-552-5665

○丹波市 丹波市ふるさと創造部総合政策課

〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1

TEL：0795-82-0916 FAX：0795-82-5448